

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和5年5月30日(2023.5.30)

【国際公開番号】WO2020/245133

【公表番号】特表2022-535093(P2022-535093A)

【公表日】令和4年8月4日(2022.8.4)

【年通号数】公開公報(特許)2022-142

【出願番号】特願2021-571882(P2021-571882)

【国際特許分類】

A 6 1 K 3 1 / 4 0 4 5 (2 0 0 6 . 0 1)

A 6 1 P 2 5 / 2 2 (2 0 0 6 . 0 1)

A 6 1 P 2 5 / 2 4 (2 0 0 6 . 0 1)

A 6 1 P 2 5 / 3 0 (2 0 0 6 . 0 1)

A 6 1 P 2 5 / 2 8 (2 0 0 6 . 0 1)

【 F I 】

A 6 1 K 3 1 / 4 0 4 5

A 6 1 P 2 5 / 2 2

A 6 1 P 2 5 / 2 4

A 6 1 P 2 5 / 3 0

A 6 1 P 2 5 / 2 8

10

20

【手続補正書】

【提出日】令和5年5月22日(2023.5.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) 任意で、その薬学的に許容される塩を含む N,N-ジメチルトリプタミン、
(b) その薬学的に許容される塩を含む、 位に 2 つの重水素原子を有する重水素化 N,N-ジメチルトリプタミン化合物、及び
(c) その薬学的に許容される塩を含む、 位に 1 つの重水素原子を有する重水素化 N,N-ジメチルトリプタミン化合物、
 から本質的になる重水素富化混合物であって、
実質的な量の , , -テトラデューテロ-N,N-ジメチルトリプタミンを含まない、
重水素富化混合物。

30

【請求項2】

N,N-ジメチルトリプタミンを含む、請求項1に記載の重水素富化混合物。

40

【請求項3】

位に 2 つの重水素原子を有する重水素化 N,N-ジメチルトリプタミン化合物が、 , -
ジデューテロ-N,N-ジメチルトリプタミン及びその薬学的に許容される塩である、請求
項1又は2に記載の重水素富化混合物。

【請求項4】

2重量%以上の、 , -ジデューテロ-N,N-ジメチルトリプタミン、又はその薬学的
に許容される塩を含む、請求項3に記載の重水素富化混合物。

【請求項5】

位に 1 つの重水素原子を有する重水素化 N,N-ジメチルトリプタミン化合物が、 , ,

50

-トリデューテロ-N,N-ジメチルトリプタミン、 、 -ジデューテロ-N,N-ジメチルトリプタミン、 -デューテロ-N,N-ジメチルトリプタミン、及び、これらの化合物の薬学的に許容される塩からなる群より選択される、請求項1～4のいずれか1項に記載の重水素富化混合物。

【請求項6】

-デューテロ-N,N-ジメチルトリプタミン、又はその薬学的に許容される塩を含む、請求項1～5のいずれか1項に記載の重水素富化混合物。

【請求項7】

(b) その薬学的に許容される塩を含む、 位に2つの重水素原子を有する重水素化N,N-ジメチルトリプタミン化合物、及び

10

(c) その薬学的に許容される塩を含む、 位に1つの重水素原子を有する重水素化N,N-ジメチルトリプタミン化合物

を、合計で50重量%以上含む、請求項1～6のいずれか1項に記載の重水素富化混合物。

【請求項8】

 N,N-ジメチルトリプタミン、 -デューテロ-N,N-ジメチルトリプタミン、及び、 、 -ジデューテロ-N,N-ジメチルトリプタミン、並びにそれらの薬学的に許容される塩の混合物

から本質的になる、請求項1～7のいずれか1項に記載の重水素富化混合物。

【請求項9】

混合物中に存在するN,N-ジメチルトリプタミン、 -デューテロ-N,N-ジメチルトリプタミン、及び、 、 -ジデューテロ-N,N-ジメチルトリプタミンの平均分子量が、188.28～190.28である、請求項8に記載の重水素富化混合物。

20

【請求項10】

HPLCによる純度が99%以上である、請求項1～9のいずれか1項に記載の重水素富化混合物。

【請求項11】

HPLCによる純度が99.9%以上である、請求項10に記載の重水素富化混合物。

【請求項12】

(a) 任意のN,N-ジメチルトリプタミン、

30

(b) 位に2つの重水素原子を有する重水素化N,N-ジメチルトリプタミン化合物、及び

(c) 位に1つの重水素原子を有する重水素化N,N-ジメチルトリプタミン化合物

が、薬学的に許容される塩の形態である、請求項1～11のいずれか1項に記載の重水素富化混合物。

【請求項13】

薬学的に許容される塩がフマル酸塩である、請求項12に記載の重水素富化混合物。

【請求項14】

請求項1～13のいずれか1項に記載の重水素富化混合物を、薬学的に許容される賦形剤と組み合わせて含む、医薬組成物。

40

【請求項15】

治療に使用するための、請求項1～13のいずれか1項に記載の重水素富化混合物、又は請求項14に記載の組成物。

【請求項16】

患者の精神認知障害の治療方法において使用するための、請求項1～13のいずれか1項に記載の重水素富化混合物、又は請求項14に記載の組成物。

【請求項17】

精神認知障害が(i)強迫性障害、(ii)うつ病性障害、(iii)不安障害、(iv)薬物乱用、及び、(v)意欲消失障害からなる群より選択される、請求項16に記載の使用のための重水素富化混合物、又は組成物。

50

【請求項 18】

前記障害が大うつ病性障害である、請求項 17 に記載の使用のための重水素富化混合物、又は組成物。

【請求項 19】

前記障害が治療抵抗性うつ病である、請求項 18 に記載の使用のための重水素富化混合物、又は組成物。

10

20

30

40

50